

『低圧電気取扱い作業者』特別教育

労働安全衛生法第59条第3項では、低圧電気の取扱業務に労働者を従事させる場合、事業者は法に定める安全または衛生のための特別教育を行わなければならない、と定めています。

当協会では、事業主に代わってこの特別教育を下記のとおり開催しますのでご案内します。

なお、低圧電気取扱業務を行う場合には、経済産業省の資格である電気工事士等を取得していても、安全確保・事故防止の為に、厚生労働省管轄のこの特別教育の修了が必要となります。

1. 日程

回	年度	日 程	時間	場 所
		2月26日(木) 残席少		
第1回	2026年	4月23日(木)	9:00 受付 9:10~18:30	若松市民会館 (JR若松駅前) 3階 視聴覚室
第2回		6月16日(火)		
第3回		8月21日(金)		
第4回		10月20日(火)		
第5回		12月10日(木)		
第6回	2027年	2月25日(木)		

(注) 受講希望者が少数の場合は、中止若しくは延期する場合がございますのでご了承願います。

※ 20名程度集まれば、出張講習で対応させていただきます(ご相談ください)

2. 定員：40名

3. 受講料・テキスト代(消費税10%込み)

(単位：円)

区 分	受講料			テキスト代		合計 (税込)
	受講料	消費税		テキスト代	消費税	
会 員	10,000	1,000	11,000	700	70	11,770
一 般	12,000	1,200	13,200			13,970

※1 若松労働基準協会会員に限らず、福岡県下の労働基準協会会員は会員料金を適用します。

※2 年度中にテキスト改訂予定あり、改訂後はテキスト代990円 合計が220円UPになります。
テキスト改訂までに実施の講習会は、旧料金にて実施します。

4. カリキュラム

講 習 内 容	時 間	
第1篇 低圧の電気に関する基礎知識	1時間	8時間
第2編 低圧の電気設備に関する基礎知識	2時間	
第3編 低圧用の安全作業用具に関する基礎知識	1時間	
第4編 低圧の活線作業および活線近接作業の方法	2時間	
第5編 関係法令	1時間	
実技教育(開閉器の操作)	1時間	

5. 申込み方法

- ① お電話にて定員の空き状況を確認の上、所定の受講申請書をFAXまたは郵送にて若松労働基準協会へお申し込みください。
- ② 受講料は講習日の10日前までに納入して下さい。
尚、原則として申込み後の受講料の払戻しは致しませんのでご了承下さい。
- ③ 受講票等は、受講料振込みを確認後、受講日1週間前を目処に送付致します。
※ 申込書にご記入頂いた氏名・生年月日・住所・連絡先等の個人情報につきましては講習会以外での利用は致しませんのでご了承ください。

6. 連絡先・振込先等

若松労働基準協会
〒808-0034 若松区本町1丁目13-15 (株)石炭会館ビル 1階
TEL: 093-751-6563、 FAX: 093-863-6567
受講料振込先: 北九州銀行若松支店 普通預金: 6072367 若松労働基準協会
(振込手数料は貴社でご負担願います)

FAX:093-863-6567

【低圧電気取扱い作業者特別教育】受講申請書

※ 必ず黒のボールペン等で記入してください(鉛筆は不可です)

ふりがな 受講者氏名		生年月日 (昭和・平成)		〒		携帯:		
		(昭和・平成)		〒		携帯:		
		(昭和・平成)		〒		携帯:		
		(昭和・平成)		〒		携帯:		
所 属 事業所	所在地	〒						
			都 道 府 県					
	事業所名 (印不要)	業 種 : <input type="checkbox"/> 製造業 <input type="checkbox"/> 建設業 <input type="checkbox"/> その他						
		TEL			FAX			
連絡先	担当者所属・氏名					(電話)		
						(FAX)		
【受講希望日】		月	日	受講料振込予定日	令和	年	月	日
				受講料(合計)				円
<input type="checkbox"/> 福岡県下労働基準協会の会員 [加入協会名: 若松・その他()協会]								
<input type="checkbox"/> 福岡県下労働基準協会の会員ではない								

この受講申請書にご記入いただいた個人情報は講習業務の手続き、その他講習情報提供に利用いたします。
また、法令に基づく開示、提供を求められた場合を除き、第三者への提供は致しません。

注意事項

1. 全て記入してください。
2. 申込み後の受講料は返却いたしません

申請年月日: 令和 年 月 日

若松労働基準協会会長 殿